

地方分権改革事例

30



個性を活かし自立した地方をつくる

平成26年6月



内閣府地方分権改革推進室

個性を活かし自立した地方をつくるために



内閣府特命担当大臣（地方分権改革担当）

新藤 義孝

日本は、今、地域の担い手、社会保障の支え手、労働力人口が減少していく人口減少・少子化の問題に直面しており、今後、どのような国をつくり、いかに持続可能な社会をつくっていくかが、国家的な課題となっています。

そのためには、強い日本、強い経済を取り戻し、豊かで安全・安心な社会を実現し、日本を再生する必要があります。とりわけ、地方を元気にすることが安倍内閣の最重要のテーマです。

現在、「地方の元気なくして、国の元気なし」との考え方方に立って、地域の活性化、地域の自立に向け、全国津々浦々を元気にするための政策を強力に推進しています。地方分権改革は、そのための重要なツールであり、それぞれの地域が自らの発想で特色のある地域づくりを展開できるようになります。

このたび、平成5年の衆参両院の「地方分権の推進に関する決議」から20年の節目を経過したことから、内閣府において、「地方分権改革の総括と展望」をとりまとめました。

これまでの地方分権改革において、国と地方の関係を対等・協力の関係とする理念を構築し、機関委任事務制度の廃止や権限移譲、規制緩和などの数多くの改革を実現してきました。

新たなステージを迎えた地方分権改革においては、「個性を活かし自立した地方をつくる」とのミッションの下、従来からの課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視した改革を進めてまいります。具体的には、個々の地方公共団体から広く制度改正の提案を募る「提案募集方式」や希望する地方公共団体に選択的に権限を移譲する「手挙げ方式」を導入し、スピード感を持って取り組みます。また、国民の皆さんのが改革の成果を実感することが地方分権の推進力となることから、SNSの活用や全国シンポジウムの開催などを通じて、情報発信を強化してまいります。

この「地方分権改革事例30」もこうした取組の一環であり、それぞれの地方が、これまでの改革の成果を活用しつつ、住民と協働しながら地域の課題に向き合い、解決してきた優れた事例を掲載しています。

こうした具体的な事例を通じて、国民の皆さんには、地方分権についての理解を深め、行政への参画や協働のきっかけにしていただくとともに、地方公共団体の職員の皆さんには、地域を元気にするためにさまざまな施策を検討する際の参考にしていただければ幸いです。

本冊子が地域の持つ大いなる可能性を開花させるための一助となることを期待してやみません。

目 次

地方分権改革と個性を活かした地方の取組	1
---------------------	---

<子育て・福祉・健康>

事例1 地域の知恵を総動員した保育の充実 一大阪府大阪市	5
事例2 子育て相談の窓口一元化 一神奈川県開成町	7
事例3 保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」 一新潟県長岡市	9
事例4 要介護高齢者の「生活の場」整備促進 一東京都	11
事例5 地域で支えるグループホームの整備促進 一兵庫県	13
事例6 障がい者雇用推進条例の制定 一岡山県総社市	15
事例7 朝ごはん条例の制定 一青森県鶴田町	17

子育て・
福祉・
健康

まちづくり

教育・
文化

生活・
安全

環境・
衛生

産業・
雇用・
観光

住民自治

議会

推進体制等

<まちづくり>

事例8 地域の実情に応じた都市計画の決定 一埼玉県新座市	19
事例9 津波避難路による円滑な避難 一宮城県	21
事例10 くらしを支える「みちづくり」 一愛知県	23
事例11 「坂の街」長崎市の新たな道作り 一長崎県長崎市	25
事例12 多雪・多雨地域の公営住宅整備 一石川県金沢市	27
事例13 空き家適正管理条例の制定 一秋田県大仙市	29
事例14 屋外広告物の規制による美しいまちづくり 一岐阜県各務原市	31
事例15 町民協働による景観づくり 一鹿児島県長島町	33

<教育・文化>

事例16 地域の実情に応じた教職員人事行政の実施 一大阪府豊能地区	35
事例17 文化振興によるまちづくり 一兵庫県高砂市	37

<生活・安全>

事例18 NPO活動の総合的支援 一宮城県仙台市	39
事例19 パスポート交付手続が迅速・便利に 一佐賀県	41

<環境・衛生>

事例20 大気汚染の規制事務に関する専門性の確保 一大阪府南河内地区	43
事例21 水資源保全条例の制定 一北海道	45

<産業・雇用・観光>

事例22 市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準 一徳島県鳴門市	47
事例23 民間事業者による空き公共施設の有効活用 一秋田県大館市	49

<住民自治>

事例24 公開プレゼンによる市民参加型の事業採択 一山形県山形市	51
事例25 ちは市民協働レポート実証実験 一千葉県千葉市	53
事例26 「地域自主組織」によるまちづくり 一島根県雲南市	55

<議会>

事例27 市民に開かれた議会 一三重県鳥羽市	57
------------------------	----

<推進体制等>

事例28 権限移譲の計画的な推進と情報発信 一栃木県	59
事例29 県町村会による自治体クラウド 一神奈川県町村情報システム共同事業組合	61
事例30 二重行政解消や権限移譲に向けた取組 一広島県広島市	63

地方分権改革と個性を活かした地方の取組

1. 地方分権改革の流れ

地方分権改革とは、住民に身近な行政は、地方公共団体が自主的かつ総合的に広く担うようになるとともに、地域住民が自らの判断と責任において地域の諸課題に取り組むことができるようとするための改革です。

(1) 国と地方の新しい関係を確立 - 第1次地方分権改革

地方分権改革のスタートとなった衆参両議院における「地方分権の推進に関する決議」（平成5年6月）から、20年が経過しました。

平成7年7月に発足した地方分権推進委員会は5次にわたる勧告を行い、平成11年7月の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」の成立により、第1次地方分権改革が実現しました。

第1次地方分権改革のポイントは、国と地方の関係を上下・主従の関係から対等・協力の関係に変え、機関委任事務制度の廃止や国の関与に係る基本ルールの確立などにより、地方分権型行政システム（住民主導の個性的で総合的な行政システム）を構築したことです。

(2) 具体的な改革の積み重ね - 第2次地方分権改革

平成19年4月に発足した地方分権改革推進委員会においては、第1次地方分権改革の課題として持ち越された規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）、権限移譲を中心に4次にわたる勧告が行われました。これを受け、4回にわたり地方分権改革の一括法（「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」）が成立しました。

第2次地方分権改革のポイントは、国の個々の法令を見直すことで、数多くの個別の事務・権限について、規制緩和（義務付け・枠付けの見直し）や権限移譲（都道府県→市町村、国→都道府県等）が実現したことです。

第1次・第2次地方分権改革を通じた取組により、地方全体に共通する地方分権の基盤となる制度が確立し、地方公共団体について、自治の担い手としての基礎固めが行われました。

(3) 新しいステージを迎えた地方分権改革

平成26年5月に成立した第4次一括法により、地方分権改革推進委員会の勧告事項について一通り検討を行ったこととなります。

このように地方分権改革は新しいステージを迎えたことから、今後は、従来の課題への取組に加え、地方の「発意」と「多様性」を重視し、個々の地方公共団体から全国的な制度改正の提案を広く募る「提案募集方式」を導入するとともに、権限移譲に当たっては、個々の地方公共団体の発意に応じ選択的に移譲する「手挙げ方式」を導入するなどにより、地方分権改革を着実に推進することとしています。

2. 個性を活かした地方の取組

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

このように地方分権改革を進めてきた結果、各地方公共団体においては、以下の例に示すように、国の制度改革を活用した取組が進められ、様々な効果が上がっています。

○地域課題への柔軟な対応が可能に

従来は、法令で全国一律の基準が定められていましたが、義務付け・枠付けの見直しにより、地方公共団体が、公園、道路、公営住宅などの整備に当たり、条例で独自の基準を定められるようになりました。また、権限移譲により、市町村自らが都市計画の策定主体となるなど、自主的に決定できるようになりました。

これにより、各地方公共団体においては、地域の実情に応じた独自の基準や計画を定めることができ、それぞれの地域の課題を柔軟に解決できるようになりました。

〔事例1、4、5、8～12、16、22参照〕

○身近な窓口での行政サービス提供により利便性が向上

従来は、都道府県が申請受理等の窓口事務を行っていましたが、権限移譲により、住民や事業者にとって身近な市町村の窓口で、パスポートの申請手続や事業活動に伴う手續などをできるようになり、利便性が向上しました。

〔事例19、20参照〕

○迅速な事務処理が可能に

従来、都道府県が許認可を行っていた事務について、市町村への権限移譲と併せて、事務の効率化を行うことにより、事務処理期間の短縮が図られました。〔事例19参照〕

○きめ細かい対応により行政サービスが向上

従来は、都道府県が立入検査やは是正等の権限を持っていましたが、権限移譲により、地域の実情に精通した市町村において、きめ細かい対応ができるようになり、行政サービスが向上しました。〔事例14参照〕

○二重行政を解消し、行政サービスの総合性・効率性が向上

従来、同一分野（例えば、母子保健）の施策を都道府県と市町村で分担して事務を処理していましたが、権限移譲により、市町村が事務全体を一括して担当することができ、効率的な行政運営ができるようになるとともに、住民にとっても窓口の一元化が図られました。

〔事例2、18参照〕

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

各地方公共団体においては、国の制度改革に伴う取組のみならず、以下の例に示すように、地方が自主性・自立性を発揮した独自の取組も見られます。

○地域の特性を活かした行政サービスの展開

様々な地域課題を解決するため、地方公共団体が自らの発意で主体的に定めた条例や施策が幅広い分野で見られるようになりました。

〔事例6、7、13、15、17、21、23参照〕

○住民との協働・参画を活かした行政サービスの展開

身近な地域課題について、行政と、住民や地域コミュニティとの協働により解決を図ろうとする取組や、住民が政策形成過程に参画する取組など、住民自治の高まりが見られるようになりました。〔事例3、14、15、17、24～26参照〕

○地方議会の活性化

地方議会において、積極的な議員提案条例の制定のほか、住民に開かれた議会とするため、住民との対話や議会のインターネット中継など情報発信の充実に取り組む議会が見られるようになりました。〔事例27参照〕

○地方分権改革の推進体制の整備

地方分権改革を推進するため、基本方針の策定や県と市町村の連携体制の構築、住民への積極的な情報発信を行っている団体が見られるようになりました。また、関係する地方公共団体が事務処理を共同化するなど、協力して課題解決に当たっている団体も見られるようになりました。〔事例20、28～30参照〕

3. 地方分権改革事例30

「地方分権改革事例30－個性を活かし自立した地方をつくる－」は、内閣府地方分権改革推進室が平成25年9月から10月にかけて行った地方公共団体の事例調査や、平成26年2月に開催された地方分権改革有識者会議地方懇談会で紹介のあった事例等の中から、実効性（制度改正を活用するなどにより効果が上がっている取組か）、地域性（地域独自の背景や課題を踏まえた取組か）、先進性（全国に先駆けた先進的な取組か）、波及性（他の地方公共団体への波及が見込める取組か）等の観点に立って、特色のある事例を整理したものです。

地方分権改革の取組類型

各事例について、地方分権改革の取組類型別に整理すると、以下のとおりです。

(1) 国の制度改革の成果を活かした取組

取組類型	事例
<p><義務付け・枠付けの見直し></p> <p>第1次～第3次一括法等により、これまで法令により全国一律に定められていた道路の構造に関する基準や公営住宅の入居・整備基準など、施設・公物設置管理の基準を条例に委任したり、国への協議や通知・届出・報告義務を廃止するなどの見直しを行ったもの。</p> <p>なお、施設・公物設置管理の基準を条例に委任する場合における条例制定に関する国の基準の類型は、「参酌すべき基準」、「標準」、「従うべき基準」とされている。(注)</p>	事例1 地域の知恵を総動員した保育の充実 事例4 要介護高齢者の「生活の場」整備促進 事例5 地域で支えるグループホームの整備促進 事例9 津波避難路による円滑な避難 事例10 くらしを支える「みちづくり」 事例11 「坂の街」長崎市の新たな道作り 事例12 多雪・多雨地域の公営住宅整備
<p><権限移譲></p> <p>第2次～第3次一括法等により、都道府県から市町村に権限を移譲したもの。</p>	事例2 子育て相談の窓口一元化 事例8 地域の実情に応じた都市計画の決定 事例18 NPO活動の総合的支援 事例22 市のまちづくりに応じた独自の工場立地基準
<p><条例による事務処理特例制度></p> <p>地方自治法252条の17の2に基づき、都道府県の条例により、都道府県から市町村に権限を移譲したもの。</p> <p>※地方自治法252条の17の2 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができます。</p>	事例14 屋外広告物の規制による美しいまちづくり 事例16 地域の実情に応じた教職員人事行政の実施 事例19 パスポート交付手続が迅速・便利に 事例20 大気汚染の規制事務に関する専門性の確保
<p><補助対象財産の処分の弾力化></p> <p>平成20年4月、概ね10年を経過した補助対象財産については、補助目的を達成したものとみなし、用途・移譲先を問わず国庫納付を求めないなどの取扱いが定められたことを受け、補助対象財産の有効活用を図ったもの。</p>	事例23 民間事業者による空き公共施設の有効活用

(2) 分権意識の高まりが生んだ地方独自の取組

取組類型	事例
<p><自主条例の活用> 様々な地域課題に対応するため、地方公共団体が自らの発意で主体的に条例を定めたもの。</p>	事例6 障がい者千人雇用推進条例の制定 事例7 朝ごはん条例の制定 事例13 空き家適正管理条例の制定 事例15 町民協働による景観づくり 事例17 文化振興によるまちづくり 事例21 水資源保全条例の制定 事例23 民間事業者による空き公共施設の有効活用 (再掲)
<p><住民との協働・参画> 住民と行政との協働や、住民の政策形成過程への参画により、独自施策の展開を図ったもの。</p>	事例3 保育士のいる屋根付き公園「子育ての駅」 事例14 屋外広告物の規制による美しいまちづくり (再掲) 事例15 町民協働による景観づくり（再掲） 事例17 文化振興によるまちづくり（再掲） 事例24 公開プレゼンによる市民参加型の事業採択 事例25 ちば市民協働レポート実証実験 事例26 「地域自主組織」によるまちづくり
<p><地方議会の活性化> 議員提案条例の制定や議会情報の発信など、地方議会の活性化を図ったもの。</p>	事例27 市民に開かれた議会
<p><推進体制の整備等> 地方公共団体が施策を行うための推進体制の整備等を図ったり、事務の共同処理など、複数の地方公共団体が協働して、施策の推進を図ったもの。</p>	事例20 大気汚染の規制事務に関する専門性の確保 (再掲) 事例28 権限移譲の計画的な推進と情報発信 事例29 県町村会による自治体クラウド 事例30 二重行政解消や権限移譲に向けた取組

注) 施設・公物設置管理基準を条例委任する場合の国の基準類型

参酌すべき基準	標準	従うべき基準
<ul style="list-style-type: none"> ・十分参考しなければならない基準。 ・法令の「参酌すべき基準」を十分参考した結果としてであれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・通常よるべき基準。 ・法令の「標準」を標準としつつ、合理的な理由がある範囲内で、地域の実情に応じて、「標準」と異なる内容を定めることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・必ず適合しなければならない基準。 ・法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることはできないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることができる。

地域の知恵を 総動員した保育の充実

大阪府
大阪市



人口：2,663,467人（H25.3末）
特徴：大阪府のほぼ中央に位置し、かつて「天下の台所」と称された、近畿地方の政治・経済・文化・交通の中心都市。

女性が意欲と能力を発揮して活躍できる社会を実現することは、地域の活力を高める上で重要な課題である。

大阪市では、保育の質を確保するため、乳児室を従来から国の基準を上回る面積で運用。一方で待機児童対策のため、緊急避難的な措置としての保育所面積基準も策定し、待機児童が多い地域においては、個々の保育所の状況を踏まえて、児童が安心・安全に過ごせる環境であることを確認した上で、ひとりでも多くの子どもが保育所に入所できるようにすることで、待機児童解消に資する取組を推進している。



大阪市内の保育所の様子

働く女性にやさしいまちをめざして

大阪市では、保育所の認可基準のうち、乳児室、ほふく室の面積を従前から1人当たり $5m^2$ 以上として運用していた。しかし、保育所待機児童は200人以上存在しており、その認可基準を割り込むことのみをもって保育所への入所を断るのではなく、児童の安全性や受入体制を考慮して市長が適当と認める場合に、弾力的に運用し、ひとりで多くの待機児童が保育所に入所できる措置を取ることを方針とした。

地域の実情に応じた独自基準での運営

従来、0・1歳児1人当たりのほふく室の面積については、国の省令基準で $3.3m^2$ 以上と一律に定められていたが、第1次一括法により改正された児童福祉法に基づき、条例で、平成24年4月、原則0歳児1人当たり面積を「 $5m^2$ 以上」、1歳児1人当たり面積を「 $3.3m^2$ 以上」と設定した（省令基準は従来の面積を「従うべき基準」としている）。

ただし、国の基準が平成26年度末まで「標準」とされたことを踏まえて、待機児童が多いと市長が認めた地域の保育所は、0歳児・1歳児1人当たり面積を「 $1.65m^2$ 以上」に緩和できるようにした（乳児室については、国の基準が1人当たり $1.65m^2$ 以上であり、国の基準と同じ）。この基準の運用に当たっては、児童一人につき $1.65m^2$ 以上を確保すれば、当然に保育の実施ができると解するのではなく、あくまで個々の保育所の状況を踏まえ、児童が安心・安全に過ごせる環境であることを確認して受け入れを行うものである。

地域の知恵を総動員

余裕を持ったスペースで保育を行うことが可能となり、保育の充実が図られた。ただし、待機児童が多い地域では、ひとりで多くの子どもを受け入れることが可能となり、待機児童の解消に資する。

地方分権改革との関連

第1次一括法による児童福祉法の改正で、保育所の設備運営基準が条例に委任され、このうち、居室面積は「従うべき基準」とされた。ただし、厚生労働大臣が指定する待機児童を抱える等の地域に限定して平成27年3月31日までの間、「標準」とされ、保育の需要に応じた対応が可能になった。

大阪市における保育所入所児童数及び待機児童数の推移
(各年4月1日現在)



国の基準と大阪市の基準の比較

		国基準	大阪市基準
乳児室	0歳児	$1.65m^2$ 以上	$5m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)
	1歳児	$1.65m^2$ 以上	$3.3m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)
ほふく室	0歳児	$3.3m^2$ 以上	$5m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)
	1歳児	$3.3m^2$ 以上	$3.3m^2$ 以上 ($1.65m^2$ 以上)

カッコ内は待機児童が多いと認めた地域の保育所の場合
(平成27年3月31日までの特例措置)

当該基準の実施に当たっては、安全性や保育体制などを十分確認した上で、区保健福祉センター所長が決定

関係者からのメッセージ



保育所面積基準の緩和については、認可保育所の新設など様々な待機児童対策の取組においても解消できない保育ニーズへの対応として実施するもので、保育を受ける児童が安心・安全に過ごせる環境であることを第一義として、慎重を期した上で条例を制定したものです。

今後も、児童の受け入れに当たっては、保育所ごとに安心・安全に過ごせる環境があるかを十分踏まえ、ひとりで多くの児童を受け入れられるように取り組んでいきたいと思います。

(大阪市こども青少年局
保育環境整備担当課長 東田 幸浩氏)

事例2

子育て相談の窓口一元化

神奈川県
開成町
(かいせいまち)



人口：16,588人（H25.3末）

特徴：神奈川県の西部に位置する県内で最小の町。町名の由来は、旧延沢村に開校した開成学校からとったもので、「学問、知識を開発し、世のため成すべき務めを成さしめる」という意味の古い中国の言葉「開物成務」が起源。

開成町では、従来から、母子健康手帳の交付、新生児産婦訪問、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室などの事務を行ってきた。一方で、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導や未熟児養育医療の給付などの事務については、神奈川県の保健所が実施。保護者にとっては相談窓口が複数に分かれてしまっており、県保健所と町との綿密なやりとりが必要であった。

第2次一括法による母子保健法の改正で、平成25年4月、未熟児の訪問指導等の事務が都道府県等からすべての市町村へ移譲されたことにより、子育てに関する相談窓口が一元化され、保護者が日常的に相談しやすい環境をつくっている。



乳幼児健康診査

県保健所と分担して行っていた母子保健事業

開成町では、従来から母子保健事業として母子健康手帳の交付、新生児産婦訪問、乳幼児健康診査や健康相談・健康教室等を実施してきた。

一方で、低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等は、県の保健所が行っており、町が出生連絡票で対象者を把握した時点で、県保健所に連絡していた。

県保健所の保健師が未熟児訪問指導をした結果は町に報告され、町からは乳幼児健康診査、健康相談や保健指導の実施状況を県保健所に連絡し、県保健所とケース支援の調整や必要な情報交換を隨時行っていた。

また、必要に応じ、県保健所の保健師と町の保健師と一緒に家庭を訪問するなどの支援を行ってきた。

母子保健に関する窓口一元化

第2次一括法による母子保健法の改正で、平成25年4月、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務がすべての市町村に移譲され、町として母子保健に関する事務全般を一貫して実施できるようになった。

開成町における支援状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度
新生児家庭 全戸訪問	179件	153件	143件
未熟児 訪問指導	※	※	11件

※平成24年度以前の未熟児訪問指導は神奈川県が実施

保護者が相談しやすい環境づくり

県保健所との連携は従前から綿密に図られていたため、事務の実施に関して権限移譲前に特段の支障があったわけではないが、保護者にとっては、母子保健事務に一貫して町職員があたるようになることで、子育てに関する相談窓口が一元化され、より相談しやすい環境となっている。

具体的には、未熟児養育医療の手続について、乳幼児医療担当課との連携により、保護者の窓口申請が1回で済むように簡素化された。また、より身近な町の保健師等が母子健康手帳の発行から一貫して関わるようになったことで、保護者が相談しやすい環境をつくり、町が実施している既存の取組（乳幼児健康相談や健康教室など）を、お子さんの状況に応じて適切な時期に紹介することができるようになるなど、サービス向上につながっている。

未熟児は発育の遅れが気になったり、療育支援につながったりする場合も多いため、必要な専門相談や療育に関する情報をタイムリーに伝えることが重要である。タイムリーな情報提供を行うことで、保護者がその後の育児に見通しをたてることができるようになり、安心して育児に取り組むことができる環境をつくっている。

地方分権改革との関連

第2次一括法による母子保健法の改正で、都道府県並びに保健所設置市及び特別区が処理していた低体重児の届出の受理、未熟児の訪問指導及び未熟児養育医療の給付等の事務がすべての市町村に移譲された。

この結果、市町村が母子保健に関する事務を一括して担当することにより、対象者に応じた効果的なサービスの提供を行うことが可能になった。

関係者からのメッセージ



開成町は人口が増えており、子どもの数も増えています。今後も町ぐるみで子育て支援を行い、一貫した母子保健サービスを提供し、次代の社会を担う子どもの健やかな成長を目指していきます。

（開成町保健福祉部保険健康課副主幹
小田倉 恵美子氏）

事例3

保育士のいる屋根付き 公園「子育ての駅」



人口：281,411人（H25.3末）
特徴：米百俵のまち。日本一の大河・信濃川が市内中央を流れ、守門岳から日本海まで市域が広がる。

長岡市は、旧長岡藩の城下町として栄えるが、戊辰戦争と長岡空襲による壊滅的な被害や、水害・中越大震災などの繰り返す自然災害に苦しんできた。しかし、その度に「米百俵の精神」（戊辰戦争後、「食えないときこそ教育を」の信念で支援物資である米を売り、学校開校の資金に充てた逸話）で市民一丸となり、復興してきた。この精神は現在まで引き継がれ、全国に先駆けて、ひとつくりと市民協働の伝統に根ざすまちづくりを目指している。

その一つとして、信濃川に隣接する緑あふれる広々とした公園の中に、全天候型の運動広場と子育て支援機能を併せ持つ施設を一体的に整備した「子育ての駅」がある。単なる子どもの遊び場ではなく、多世代が交流でき、保育士が常駐して子育て相談・講座を行うなど、子育て世代の意見を取り入れながら、地域社会全体が子どもを育む力を高めるまちづくりを行っている。

冬でも「のびのび」遊べる場

長岡市は日本海側の豪雪地帯であり、冬は子どもが外で遊ぶ場が少なく、「冬場や天気が悪い日でも、子どもたちを安心して遊ばせるスペースがほしい」という声が多く寄せられた。

そこで、平成13年に長岡駅前の空き店舗スペースを活用し、「子育ての駅」の原型となる「ちびっこ広場」を開設したところ大変好評だった。また、市民のニーズ調査を行ったところ、育児不安を抱える保護者が増えており、子育て相談や親同士の交流の場を求める声が多かった。

このような市民の声を踏まえ、家に閉じこもりがちな降雪期でも、気軽に集い、交流できる場として、平成21年5月、全天候型の広場と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅てくてく」を開設した。



子育ての駅てくてく 全景



子育ての駅てくてく 運動広場

「子育ての駅」

子育て世代だけでなく、多世代・多分野・多文化の人々が交流し、ふれあいを深めることを通じて、子どもたちの成長を育み、子育て支援、人と人とのコミュニケーションの輪が広がっている。

また、施設内には保育士が常駐し、子育て相談に応じている。さらに、一時保育施設を併設し、周辺のショッピングセンターや病院に出かける際に利用できることが市民に好評である。

運営についても、より良い施設運営を行うため、子育て中のお母さんで構成される「子育ての駅運営委員会」を設置するとともに、「子育ての駅サポーター」と呼ばれる、高校生から子育ての先輩まで幅広い世代のボランティアの協力を得ており、世代を超えてつながる子育て応援を進めている。

年間26万人の利用者

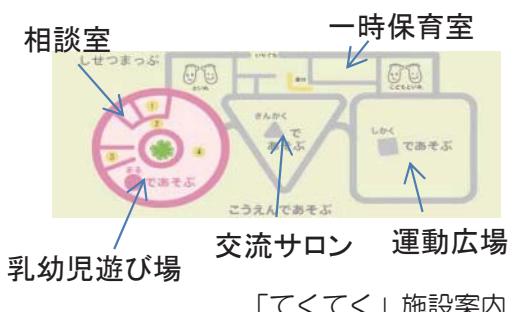
このほか、平成22年4月、防災拠点と子育て支援施設を一体化した「子育ての駅ぐんぐん」をオープンさせるなど、市民目線で特色のある「子育ての駅」を整備している（現在、4施設）。

これら「子育ての駅」は、年間26万人以上の親子に利用されている（平成25年度）。

地方分権改革との関連

住民に身近な市役所が、「子どもが冬でものびのびと遊べる場を」という子育て世代の切実な声を受けて、子育て支援と公園整備の分野を横断して検討し実現した政策。

地域課題の解決に当たっては、当事者である住民の声に真摯に向き合うことが、住民自治の基本である。



「てくてく」なかよしタイム



「ぐんぐん」中学生と赤ちゃんのふれあい

関係者からのメッセージ



今回「子育ての駅」が実現したのは、子育て支援と公園整備の分野が一緒になって検討を進めた結果と言えます。行政の縦割りの発想に縛られず、多様化・複雑化している市民ニーズの変化に対応するためには、市の横断的な視点が何より必要です。

長岡市としては、今後も行政と市民が一つになり、子どもたちに関わる者が連携しながら、笑顔あふれる子どもたちの成長と子育て支援の輪が広がるよう応援していきます。

（長岡市教育委員会子育て支援部長
若月 和浩氏）

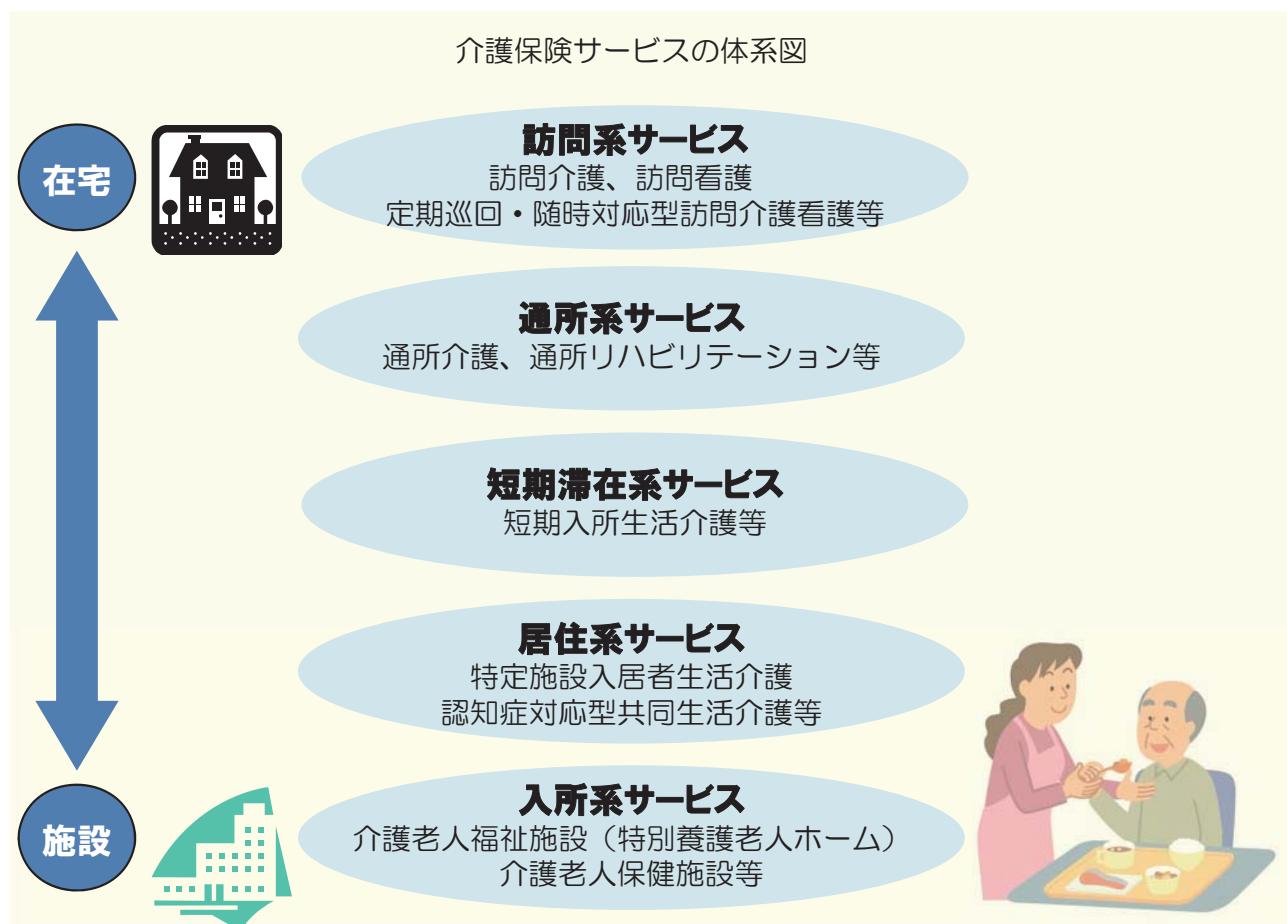
要介護高齢者の 「生活の場」整備促進



人口：13,142,640人（H25.3末）
特徴：日本の政治・経済の中心。
2020年オリンピック・パラリ
ンピック競技大会開催都市。
行政区域は、日本の最南端と
最東端の島々にも及ぶ。

介護を必要とする高齢者にとっての「生活の場」である特別養護老人ホーム。東京都では、地価が高く用地が限られるという地域の実情を勘案し、平成24年3月、「参酌すべき基準」とされた特別養護老人ホームの廊下幅について、独自の基準を策定した。

これにより、入居者の生活や介護に支障のない形での効率的な老人ホームの設置が可能となり、また、建築コストの低減にも資することから、施設整備の促進が期待される。



東京が直面する課題

東京都では、特別養護老人ホームの入所希望者が多い反面、特に都心部は地価が高いため、特別養護老人ホームの新規整備は他の地域にくらべ適地の取得が困難である。

地域の実情を踏まえた施設整備

従来、国の基準では、特別養護老人ホーム（定員30人以上）の廊下幅は、中廊下（廊下の両側に部屋がある廊下）2.7m以上、片廊下（廊下の片側に部屋がある廊下）1.8m以上とされていた。

第1次一括法により老人福祉法及び介護保険法が改正され、省令において国の基準が「参酌すべき基準」とされたことを踏まえて、東京都では外部の有識者を交えた検討委員会を開催して基準の検討を行った。

このような検討の結果、平成24年3月、「東京都特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」及び「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例」において、特別養護老人ホーム（定員30人以上）の廊下幅の基準について、定員29人以下の地域密着型特別養護老人ホーム等の国の基準である中廊下1.8m以上、片廊下1.5m以上と同じ水準で定めることとした（同年8月施行）。

要介護高齢者の「生活の場」整備を促進

新たな基準により、地価が高く用地が限られる地域でも入居者等の生活や介護に支障が生じない形で効率的に老人ホームの設置が可能となる。

また、特別養護老人ホームのユニット化改修や既存ストックの有効活用の促進や建築コストの低減にも資する。

地方分権改革との関連

第1次一括法による老人福祉法及び介護保険法の改正で、特別養護老人ホームの設備・運営基準は条例に委任され、職員、職員数、居室の床面積、処遇及び安全確保など運営に関する事項は「従うべき基準」、入所定員は「標準」、その他の事項が「参酌すべき基準」とされた。

この結果、廊下幅は国の基準を参酌し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

都心部における地価の比較
(平成25年都道府県別地価調査、国土交通省)

都道府県	平均価格 (㎡あたり)	指数 (都:100)
東京都	309,700円	100.0
埼玉県	103,400円	33.4
千葉県	70,300円	22.7
神奈川県	169,900円	54.9
大阪府	145,900円	47.1

国と東京都の基準の比較

施設 類型	国基準		東京都基準 (※2)
	定員30人以上	定員29人以下 (地域密着型)	
ユニット型	原則 片廊下1.8m 中廊下2.7m		片廊下1.5m 中廊下1.8m
	一部 拡張 (※1) 片廊下1.5m 中廊下1.8m		
従来型	片廊下1.8m 中廊下2.7m	片廊下1.5m 中廊下1.8m	片廊下1.5m 中廊下1.8m

※1 一部を拡張する場合

廊下の一部の幅を拡張することで、入居者・職員等の

行き来に支障を生じないと認められる場合

※2 既存建物の改修の場合、例外規定がある

関係者からのメッセージ

特別養護老人ホームの整備は喫緊の課題であり、土地の確保が困難な大都市東京において整備を進めていくためには、あらゆる可能性を検討していくことが必要です。

東京都では、廊下幅のほかにも、居室の定員や、ユニットの定員についても、独自の基準を定めています。ケアの質や安全性を担保しつつ、どの程度まで従来の基準を緩和すべきかという点に多くの議論を費やしました。

(東京都福祉保健局高齢社会対策部
施設支援課（当時） 佐藤 信哉氏)

地域で支える グループホームの 整備促進

兵庫県



人口：5,660,302人（H25.3末）
特徴：本州の中西部に位置し、
みなとまち神戸や、世界遺産
姫路城が有名。都市から農山
村、離島まで、様々な地域で
構成され多様な気候と風土を
有する、いわば「日本の縮
図」。

障害の有無にかかわらず、誰もが互いの人格・個性を尊重し、地域の中で支え合いながら共に暮らしていくようにするために、兵庫県では、従来から入居者への家賃助成や入居までの訓練を目的としたチャレンジホームなど、様々な独自施策を展開することで、グループホームの整備を推進してきた。

しかしながら、必ずしも整備が進んでいない状況を踏まえ、利用希望者・事業者双方の選択の幅を広げることで、グループホームの整備促進を図るため、平成24年10月、設置場所に係る基準を緩和し、既存施設に隣接する形での設置が可能となるよう条例で定めた。



兵庫県内で設置されているグループホーム

地域生活の定着支援の課題

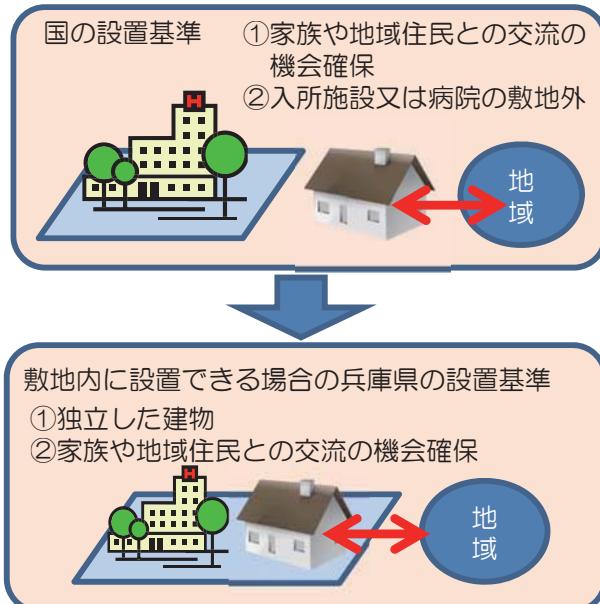
兵庫県では、障害者の自立を支援する施設のうちグループホーム（共同生活援助）の整備を進めるため、独自に家賃助成や移行のためのチャレンジホームを実施しているが、整備が進んでいない状況があった。

障害者の自立を促進するための独自基準

従来、国の基準では、グループホームは障害者の自立促進の観点から原則として入所施設や病院の敷地内に設置できないこととされていたが、第1次一括法により障害者自立支援法が改正され、設備及び運営に関する基準が条例に委任され、設置場所については「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、兵庫県では、平成24年10月、入所施設等からの地域移行促進及び入所施設等との連携を推進するため、「法令の規定により条例に委任された基準等に関する条例の一部を改正する条例」において、障害者の自立を促進するため独立した住居で、かつ、住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流を確保するなどの条件を満たした場合に限って、障害者の入所施設や病院の敷地内にグループホームが設置できるように基準を緩和した（即日施行）。

設置場所の基準の比較（国・兵庫県）



グループホーム整備を促進

現在、この基準により新たに1施設（定員7人）の設置が検討されており、グループホームを設置するために、別途土地を用意しなくても、既存の施設に隣接して設置することが可能となり、別途調整を進めてきた市街化調整区域内での設置容認と合わせて、施設の整備促進につなげていった。

これにより、利用者の選択の幅が広がることから、地域生活への移行をさらに推進することができる。

地方分権改革との関連

第1次一括法による障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の改正で、グループホームの設備・運営基準は条例に委任され、職員、職員数、居室の床面積、処遇及び安全確保など運営に関する事項は「従うべき基準」、入所定員は「標準」、その他の事項が「参酌すべき基準」とされた。

この結果、設置場所は国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

関係者からのメッセージ



グループホームの推進方策として、①市街化調整区域内での設置容認、②入所施設等と同一敷地内での設置要件緩和等を進めることとし、関係者の意見を聴取したところ、当初は家族会の一部から「病院や施設の別棟で小規模化に過ぎない」と反対の声が上がりいました。

そこで、外観的にも施設等と一体的でないこと、塀・柵などにより施設等と区分されていることなどの要件を設けることにより、合意を得られ、条例を定めることができました。

（兵庫県障害福祉課障害政策班長
斎藤 信広氏）

事例6

障がい者千人雇用 推進条例の制定



人口：67,637人（H25.3末）

特徴：岡山県の南西部に位置し、歴史に培われた吉備文化と、高梁川の恵みを始めとする豊かな自然環境を背景にした、住宅都市・学園都市として発展。

障がいのある方が社会に参画し、住み慣れた地で安心して暮らすことができるようになるためには、多くの就労の場が必要である。

総社市では、市を挙げて障がい者の雇用を促進するため、就労期（18～65歳）の障がい者が約1,200人いることを踏まえ、平成27年度末までに障がい者1,000人の雇用を達成することを目標として、平成23年12月、「総社市障がい者千人雇用推進条例」を制定した。



市が主催する障がい者就職面接会の様子。ハローワークや商工会議所と連携し、障がい者と企業の出会いの場を提供

千人雇用の目標

平成23年5月、障がい者の雇用の場の創設や就労の安定化に向けた施策に官民で取り組むため、「総社市障がい者千人雇用委員会」を設置。この委員会で、障がい者雇用の基本理念や促進策などについて議論するとともに、市内に就労期（18～65歳）の障がい者が約1,200人いることを踏まえ、平成27年度末までに障がい者1,000人雇用の達成を目指とすることを決めた。

目標を達成するため、平成23年12月、基本理念を定め、市や事業主などの責務、市の施策の基本となる事項などを明らかにした「総社市障がい者千人雇用推進条例」を制定・施行した。

きめ細やかな就労支援

条例では、基本理念として、障がい者が働く権利と義務を持ち、その個性や意欲に応じて能力を発揮し、社会を構成する一員として社会経済活動に参加する機会が与えられるべきと規定。併せて、市や事業主の責務のほか、総社市社会福祉協議会等との連携による就業・生活支援、障がい者支援施設等からの物品の買入れ等について規定し、障がい者雇用を全市的な取組として進めている。

また、ハローワーク総社と連携し、平成23年7月、「福祉から就労」に向けたマンツーマンでワンストップ型の就労支援を行う「就労支援ルーム」を開設した。

さらに、平成24年4月には、障がい者と企業の橋渡し役として、市独自の「総社市障がい者千人雇用センター」を設置した。千人雇用センターでは、新たな就労者や就労先を増やしていくとともに、就労中の障がい者の就業面・生活面について、障がい者・企業の双方をサポートするなど、職場定着のためのきめ細やかな支援を行う体制を構築している。



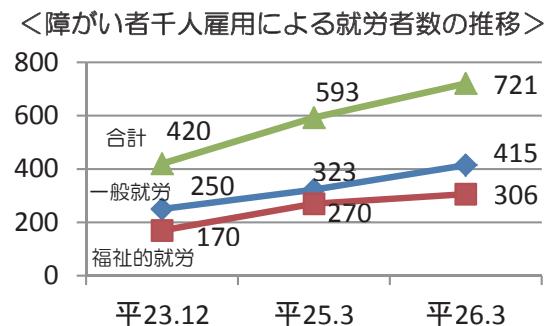
障がい者千人雇用センターの職員が定期的に職場訪問し、定着支援を実施



市の「広報そうじゃ」で障がい者雇用について広報

着実に就労者数は増加

障がい者千人雇用の取組開始後、一般企業に雇用されることが困難な障がい者を対象にした福祉的就労支援施設が市内に12施設できるなどの取組の結果、平成26年3月現在、一般就労と福祉的就労を合わせて721人の障がい者が職を得ている（条例制定時（平成23年12月）は420人）。



地方分権改革との関連

障がい者雇用の促進が、ひいては市民全体の社会福祉の向上につながるとの考え方の下、官民挙げた取組を進めるため、数値目標を端的に定めた自主条例を制定したものであり、条例に基づく取組が、実際の就労者数の増加につながっている。

関係者からのメッセージ



本市では、雇用施策を国に任せきるのではなく、市を挙げて障がい者雇用に取り組むため、市レベルでは他に例を見ない「障がい者千人雇用推進条例」を制定しました。

これからも市主体の障がい者雇用施策を発信し続け、全国のモデルケースとなるよう取組を進めたいと考えています。
(総社市保健福祉部福祉課主幹
弓取 克哉氏)

事例7

朝ごはん条例 の制定



人口：14,064人（H25.3末）
特徴：津軽平野のほぼ中央に位置し、米とりんごの生産が盛ん。
「鶴田」の町名は、鶴が多く飛来していたことに由来。

男性の平均寿命が全国ワースト10。平成12年、鶴田町は、町民の平均寿命の低さに危機感を持った。加えて、子どもたちの1割強が朝食を取らず、7割以上が夜食を食べ肥満の原因となるなど、食生活が乱れている実態が浮き彫りになった。

そこで、鶴田町民の長寿を守り、将来を担う子どもたちの健康を守るために、正しい食生活習慣を身につけることが必要であると考え、平成16年3月、全国初となる「鶴田町朝ごはん条例」を制定。家庭・学校・地域が連携して、朝ごはんを食べることの大切さを広めている。

健康を取り戻せ

鶴田町は、平成12年の町の平均寿命が男性74.5歳と全国ワースト10、女性も全国平均を下回っているという状況であった。

また、平成13年に、3～14歳の全児童に食生活等状況調査を行ったところ、1割強の子どもたちが朝食を取らず、7割以上が夜食を食べ、肥満や身体不調を起こすなど食生活が乱れている実態が浮き彫りになった。

鶴田町民の長寿を守り、日本の将来を担う子どもたちの健康を守るために正しい食生活習慣を身につけることが必要と考え、平成16年3月、全国初となる「鶴田町朝ごはん条例」を制定した（同年4月施行）。



料理をする子ども

「朝ごはん運動」

条例では、①ごはんを中心とした食生活の改善、②早寝、早起き運動の推進、③安全及び安心な農産物の供給、④地産地消の推進、⑤食育推進の強化、⑥米文化の継承という6つの基本方針を掲げた。

この条例に基づき、①小学校全学年を対象とした料理教室の開催、②週5日の学校給食をすべて米飯給食に転換、③農家などによる地元野菜、りんご等の食材提供、④小学校高学年を対象とした通学合宿の開催、⑤早寝、早起き、朝ごはんに関する講演会の開催など様々な取組を行っている。

この取組は町を中心に、食生活改善推進協議会など関係団体の協力の下で行われている。当初は、「親世代に「町は朝ごはんを強制するのか」「共働きで時間に余裕がない」など、なかなか理解を得られなかった。

そこで、あらゆる機会を通じて、朝ごはんの効果が掲載された記事の配布や講演会の開催など、地道な活動を行った結果、徐々に効果が出始めた。地元の食材を提供したいという農家のお母さんによる応援隊が結成されるなど、今では家庭、学校、地域が連携して取り組んでいる。

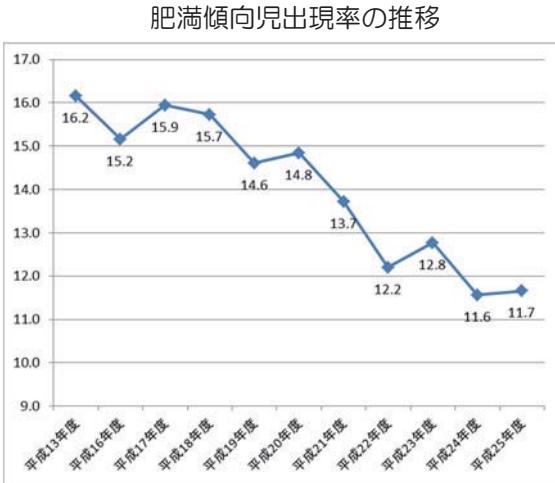


一緒にごはんを食べる親子

肥満児が5%減少

条例制定後、平均寿命が伸びているほか、肥満児割合、朝食を欠食する児童生徒の割合、塩分摂取量等が改善している。

町民男性の平均寿命は、平成12年には74.5歳だったが、平成22年には77.0歳となった。



肥満児の割合は平成13年度の16.2%から平成25年度には11.7%に、朝食を欠食する児童生徒の割合も平成13年度の11.3%から平成25年度には8.5%に減少している。

一日当たりの塩分摂取量も平成15年度の13.2gから、平成25年度には12.6gと改善している。

地方分権改革との関連

食育の理念を盛り込んだ鶴田町の条例は、平成17年に成立した食育基本法に影響を与えるなど、地域を超えた全国的な活動となっている。

規模が小さい自治体だからこそ、現場に密着した独自のアイデアを条例や政策に結びつけやすく、家庭・学校・地域と連携した取組は着実な成果につながっている。

関係者からのメッセージ



私たち「朝ごはん運動」として、町内全ての小学校へ出向き、地場産品を使った調理実習を行っています。子どもたちには朝ごはんの大切さ、調理する楽しさを実感してもらっています。地域が担う食育として、今後も子どもから大人まで、健康づくりのお手伝いとなるような活動をしていければと思います。

(鶴田町食生活改善推進協議会

会長 木村 夢知子氏)

地域の実情に応じた 都市計画の決定



人口：162,036人（H25.3末）
特徴：埼玉県の最南端であり、市
のほぼ全域が武藏野台地に位置
する。ベッドタウンとして住宅
開発が進む一方、出版・物流業
を中心とした工場・倉庫等多く見
られる。

効率的なまちづくりを進める上で、どのように用途地域の指定を行うかが重要。従来は、新座市域内の用途地域指定等に係る都市計画決定権限は埼玉県が有しており、市独自に用途地域の指定ができないという課題が存在していた。

第2次一括法による都市計画法の改正で、平成24年4月、地域地区のうち三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等の区域を含む都市計画区域内の用途地域等に関する都市計画の決定権限が都道府県からすべての市町村へ移譲されたことにより、新座市が独自に用途地域の指定方針を決め、市が目指す将来像や地域の実情に応じた独自性のあるまちづくりを進めていくことができるようになった。



整備後イメージ図

地区の将来像に応じたまちづくり

新座市では、従来、市域内の用途地域の指定等に係る都市計画決定権限を埼玉県が有しており、県は、幹線道路に沿って用途地域を指定する場合は、道路境界線から25m、30m又は50mの幅で指定するという指定基準を定めていた。

市は、本事例地区については、目指す将来像を考慮して、道路境界線から30m幅の沿道用途指定を希望していたが、これまで市域において30m幅での沿道用途指定の実績がなかったことから、県との協議に時間を要し、その後の土地区画整理事業の進捗への影響が懸念されていた。

また、本地区の将来像にふさわしいまちづくりを行う上で支障となるおそれがあった。



新座駅から見た現在の新座駅北口地区

柔軟な用途地域指定

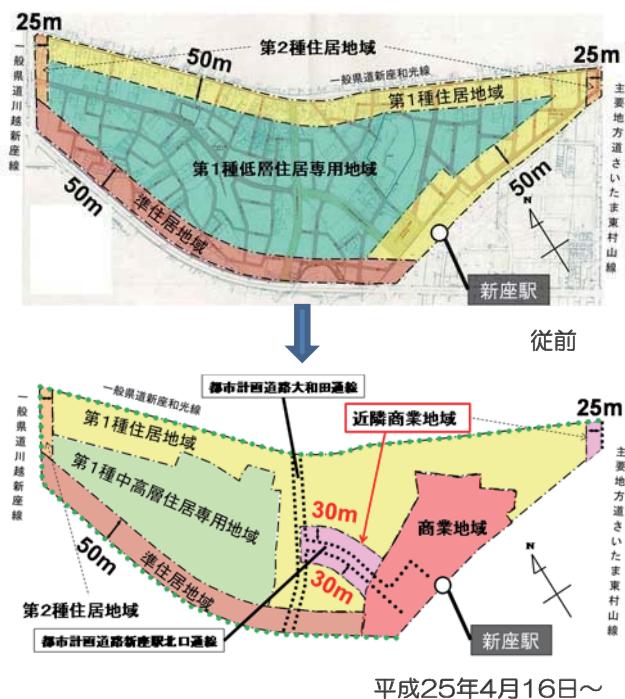
第2次一括法による都市計画法の改正で、平成24年4月、地域地区のうち三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等の区域を含む都市計画区域内の用途地域等に関する都市計画の決定権限が都道府県からすべての市町村に移譲され、市が目指す将来像や地域の実情に応じて用途地域の指定方針を決めることができた。

具体的には、新座駅に近接する区域は、生活及び経済の拠点となる地区であるため、駅前には商業地域を指定し、駅から延びる都市計画道路新座駅北口通線沿道については、近隣商業地域を指定することで、連続性のあるにぎわいを創出したいと考えた。

その際、道路境界線からの幅を他地区と同じ25m幅とすると、商業利用がかなり制限される懸念があったことから、30m幅での沿道用途を定めることとした。

新座駅北口周辺のにぎわいづくり

より地域の住民に身近で、市域内の実情や課題を認識している新座市が、都市計画について独自に決定できる範囲が拡大されたことで、より効率的なまちづくりの実施が可能になり、新座駅北口周辺のにぎわいづくりが進むことが期待できる。



地方分権改革との関連

第2次一括法による都市計画法の改正で、地域地区のうち三大都市圏の既成市街地若しくは近郊整備地帯等の区域を含む都市計画区域内の用途地域等に関する都市計画の決定権限が都道府県からすべての市町村に移譲された。

この結果、地域の実情に精通した市町村が独自性のあるまちづくりを進めていくことが可能になった。

関係者からのメッセージ



将来のまちづくりに対する地元の意向や本市が目指す都市将来像を実現するため、これまでの基準にとらわれない用途地域の指定を行いたいと考えていた折、関係する都市計画の決定権限の移譲時期と運よくタイミングが重なったことで、今後目指すべきまちづくりに一歩近づくことができました。
(新座市都市整備部まちづくり計画課長
広瀬 達夫氏)

事例9

津波避難路による円滑な避難



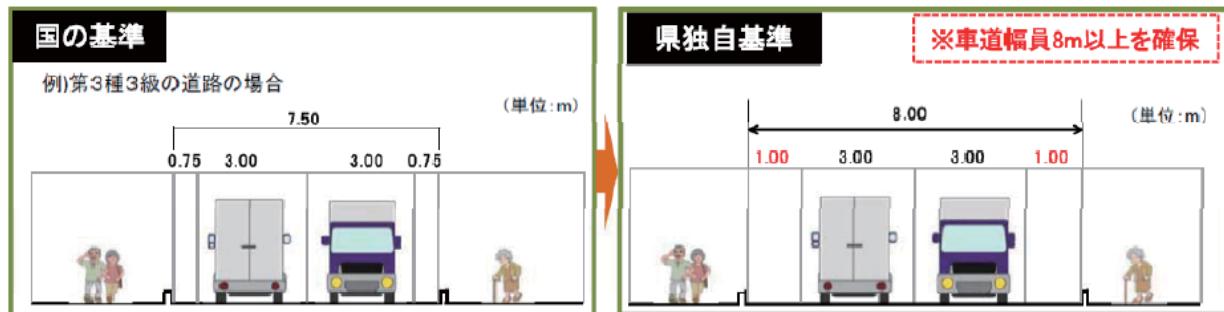
人口：2,318,692人（H25.3末）
特徴：東北地方の中央に位置し、豊かな漁場や日本三景の一つである松島・仙台平野など、海・山・川・平野が調和した自然環境。

復興の足音のもと、宮城県では津波避難のための取組を加速させている。平成24年3月に策定した「津波避難のための施設整備指針」に沿った整備を行うため、分権改革の成果を活用し、平成24年12月、車道・歩道を拡幅して整備する独自の基準を含む「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を制定した。

この基準に基づく津波避難路の整備により、緊急時に、緊急車両が車道に乗り捨てられた車を避けて通行することや、歩行者の円滑な避難を可能とした。

整備のイメージ

<車道部幅員>



<自転車歩行者道・歩道の幅員>



新たな基準で整備を進める車道・歩道のイメージ

東日本大震災の経験を踏まえて

宮城県では、東日本大震災の経験を踏まえ、学識者、沿岸市町、沿岸消防本部等で構成されている「宮城県津波対策連絡協議会」において、復興に向けたまちづくりにおける避難路等の整備に際して留意すべき事項等を整理した「津波避難のための施設整備指針（平成24年3月）」を策定し、その指針に沿った施設整備を進めている。

津波避難路の車道・歩道の幅を確保

従来、道路構造令の基準では、平地部の都道府県道の車道（3種3級）の幅は7.5m以上、歩道の幅は2.5m以上とされていたが、第1次一括法により改正された道路法に基づき國の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、宮城県では、平成24年12月、「県道の構造の技術的基準等を定める条例」を制定し、市町村地域防災計画等法定の計画で津波に襲われた際の避難路として位置づけられた道路（津波避難路）については、「津波避難のための施設整備指針」に沿って車道の幅を8.0m以上、歩道の幅を3.5m以上確保することを定めた（平成25年4月施行）。

人命を守るためのまちづくり

車道を拡幅して整備することにより、津波発生等の緊急時に、車道に乗り捨てて避難する場合にも緊急車両が通行できる幅員を確保することができる。また、歩道の幅を拡幅することにより、津波発生等の緊急時の歩行者の円滑な避難につながる。



津波避難路の整備例（一般県道岩沼海浜緑地線）

地方分権改革との関連

第1次一括法による道路法の改正で、道路構造の技術的基準は条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造（車線の幅員、勾配、曲線半径等）の技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、車道・歩道を拡張する基準は、国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

関係者からのメッセージ

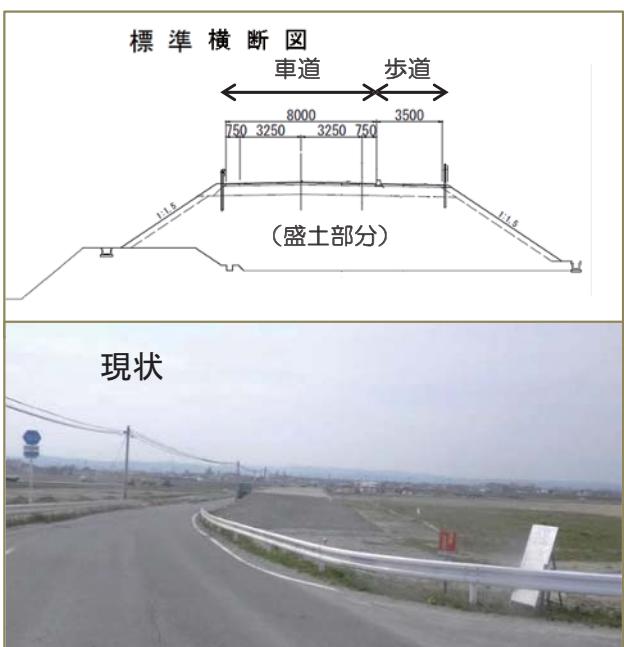
津波避難路としての車道幅員の設定に当たって、幅広に整備することが、円滑な避難や救助活動にとって効果的である一方、津波襲来の発生頻度を考慮すると、道路構造令以上の幅員に設定することは、過大であるとも思慮されました。

すなわち「いざというときの命の重さ」と同時に、「いざというときそのものの頻度」にも着目した上で、車道幅員を決定する必要があったのです。

以上を踏まえ、路側に停車する車両がある中でも、緊急車両の通行が可能であると判断し、規定値8mと設定するに至りました。

今後、同規模の津波が襲来したとしても、今回の震災と同じような被害を出さないよう、津波避難路の整備を図り、災害に強い県土の構築に努めたいと思っています。

（宮城県土木部道路課）



現状

くらしを支える 「みちづくり」

愛知県



人口：7,462,800人（H25.3末）
特徴：日本のほぼ中央に位置し、
古来の尾張と三河の2国を合わせ
た地域で、全国有数の工業県。
県名は万葉集に由来。

自動車産業の集積拠点である愛知県は、同じ都市圏である東京・大阪と比較して自動車依存度の高い地域でもあり、減少傾向にあるものの依然として交通事故死者数が多く、停車帯をすり抜ける車両によって引き起こされる事故や停車帯での違法駐車が問題となっている。

そこで、平成24年3月、「道路構造の技術的基準を定める条例」を制定し、停車帯の幅を狭めた県独自の構造基準を設定することで、すり抜け車両や違法駐車の防止を図り交通事故の減少を目指している。



張り巡らさせた愛知県内道路網

「車社会」 愛知

愛知県は、自動車関連産業が高度に集積した自動車産業の一大拠点であり、社会生活面でも、全国一の自動車保有台数、全国第3位の道路総延長距離等、他の大都市圏に比べ、移動手段として自動車への依存度の高い地域である。

他方、平成15年以降、交通事故死者数全国ワースト1位を続けており、交通事故の防止が喫緊の課題である。また、交通量も多く、各地で道路渋滞が大きな問題となっている。

地域の実情を踏まえた道路構造

従来、道路構造令の基準では、停車帯の幅は2.5m以上とされていたが、第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、愛知県では、事故のケースとして、本線上で停車している車両の脇をすり抜ける車両によって引き起こされる軽車両やバイクとの接触事故が多いとした公安委員会からのヒアリング結果を考慮して、平成24年3月、「道路構造の技術的基準を定める条例」を制定し、停車帯の幅について1.5mを標準とすることを規定した（同年4月施行）。

なお、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が高いと認められる場合においては、大型車の停車を考慮し2.5mまで拡大することができる。

「あいちの道作り」による交通事故抑制

現在2か所で変更後の基準に基づく整備が予定されており、今後順次整備が進むことで停車帯を走行する「すり抜け」車両や停車帯に違法駐車する車両を防止することができ、交通事故の抑制効果が見込まれる。

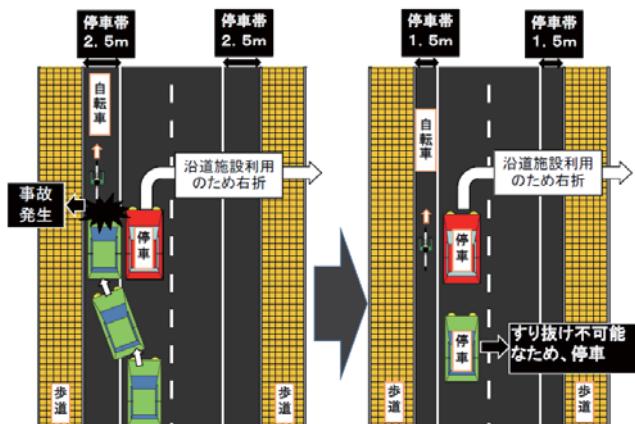
地方分権改革との関連

第1次一括法による道路法の改正で、道路構造の技術的基準は条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造（車線の幅員、勾配、曲線半径等）の技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、停車帯の幅については、国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。



停車帯の駐車状況



停車帯の幅の違いによる事故防止イメージ

関係者からのメッセージ



愛知県は、交通死亡事故発生件数が全国的に見て高い地域です。こうした実情を踏まえ、少しでも交通事故件数の減少につながることを期待して、本条例を策定しました。

（愛知県道路建設課主査 木野 一秀氏）

「坂の街」長崎市の 新たな道作り

長崎県
長崎市



人口：439,539人（H25.3末）
特徴：九州の北西部に位置し、古くから、外国との玄関口として発展してきた港湾都市で知られる。

市街地の約7割が斜面地（標高20m以上・勾配5度以上の地域）である長崎市では、道路の幅も狭く、自動車が通ることのできない階段道が多い。このため、買物や通院などの日常生活の足の確保や、救急搬送や消防活動といった緊急時の通行の確保に課題。

そこで、平成23年12月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、国の基準よりも急勾配の道路を整備できるよう独自の道路構造基準を策定した。



新たな基準で整備された市道大鳥町大谷町1号線（延長79m、縦断勾配最大16.889%）

「坂の街」 長崎

長崎市は、平地にある市街地を取り囲むように山が連なるすり鉢状の地形であり、高台まで家が連なっているため坂が多く、坂自体も急なものが多い街である。

斜面地に適合した道路整備を行う場合、国の基準では道路を迂回させなければならず、整備延長が長くなることで、多くの用地が必要となり、事業費もかかり、完成までに長い時間を要している。

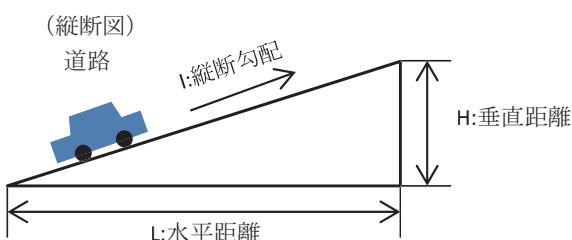
地域の実情を踏まえた道路構造

従来、道路構造令の基準では、坂の縦断勾配は12%以下とされていたが、第1次一括法により改正された道路法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、長崎市では、平成23年12月、「長崎市市道の構造の技術的基準を定める条例」を制定し、急な坂が多い実情に配慮して、道路の縦断勾配を17%まで引き上げ可能とした（平成24年10月施行）。

設計速度20km／時の新設道路における
縦断勾配の上限値の緩和内容

			第3種		第4種	
			普通道路	小型道路	普通道路	小型道路
縦断勾配の上限値(%)	道路構造令	通常	9	12	9	12
		地形の状況等やむを得ない場合	12	—	11	—
長崎市条例	長崎市条例	通常	9	17	9	17
		地形の状況等やむを得ない場合	17	—	17	—



$$I (\%) = H / L \times 100$$

斜面と共生する「坂の街」へ

急勾配の地域の生活道路整備について、国の基準に従うと用地や工期が多く必要となるが、基準の緩和により整備に係る費用や工期を短縮でき、住民の利便性の向上につながっている。

地方分権改革との関連

第1次一括法による道路法の改正で、道路構造の技術的基準は条例に委任され、道路構造令が定める地方道の構造（車線の幅員、勾配、曲線半径等）の技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、縦断勾配については、国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

関係者からのメッセージ



長崎市は平坦地が少なく、多くの市民の皆さんのが斜面地に居住し生活しています。今回道路法の改正を受けて、市道の新設や改築を行う場合の、構造の技術的基準を定めるための条例の検討を行うことになり、平成23年8月に本市道路部門の関係各課による「市道の構造の技術的基準に関する協議会」を立ち上げて、検討を行いました。また、長崎市交通安全対策推進協議会や長崎市建設情報ネットワーク会議などの関係機関に対する本市独自案の説明や意見交換、パブリックコメントの実施により多くの意見をお聞きしました。

数え切れないほどの会議の開催や、関係機関への説明・意見照会には、多くの時間と労力を要したところです。しかしながら、こういった関係者の皆様のご意見により、本市にとって価値のある基準を作成することができたと思います。

（長崎市土木総務課管理1係長（当時）

城戸 利美氏）

※平成26年3月定年退職

多雪・多雨地域の 公営住宅整備

石川県
金沢市



人口：450,360人（H25.3末）

特徴：本州のほぼ中心に位置し、かつて加賀藩前田家の城下町として栄えた。兼六園は、日本三名園の1つに数えられる。

弁当忘れても傘忘れるな — 金沢市の春や夏は好天の日が多い反面、冬は曇りや雨の日が多い日本海側の気象条件をこう評することがある。

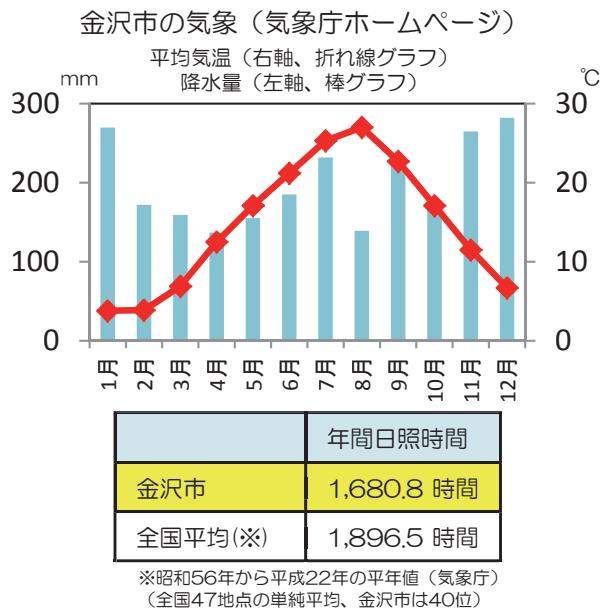
このため、屋内で洗濯物を干す地域特性を踏まえ、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、公営住宅にサンルーム型物干場を設置する独自の基準を定めた。



雪景色の「ひがし茶屋街」（重要伝統的建造物群保存地区）と市営住宅

多雪・多雨地域である金沢

金沢市は、雪や雨が多く日照時間が短い典型的な日本海側気候である。そのような土地柄のため、一年を通じて洗濯物を干すのが屋内に偏ってしまう実情がある。



気象条件への対応を図る独自基準

従来、公営住宅法に基づく国の整備基準において物干場については規定されていなかったが、第1次一括法により改正された公営住宅法に基づき国の基準が「参酌すべき基準」とされた。

これを受け、金沢市では、屋内で洗濯物を干すことが多いという地域特性に鑑み、平成24年12月、「金沢市営住宅条例」を改正し、サンルーム型の物干場を設置することを明確化した（平成25年4月施行）。

将来にわたる良質な市営住宅の維持

平成26年度に建替えに着手する住宅（28戸）においてもサンルーム型物干し場を設置することとしており、地域の実情に合った公営住宅の整備を進めることで、公営住宅入居者の居住の快適性の向上につながるとともに、湿気・結露・カビ発生の予防を通じた居室の長寿命化を図ることができ、将来にわたって良質な住居を維持することができる。



サンルームが設置された間取り例

地方分権改革との関連

第1次一括法による公営住宅法の改正で、公営住宅及び共同施設の整備基準については条例に委任され、公営住宅等整備基準が定める技術的基準については「参酌すべき基準」とされた。

この結果、サンルーム型の物干し場の設置は国の基準を参照し、地域の実情に応じた対応が可能になった。

関係者からのメッセージ



条例委任となつた市営住宅の整備基準や入居者資格の取扱いを検討するため、市営住宅のあり方検討会を設置し、住宅の長寿命化や高齢社会の対応など、今日的課題を考慮して、条例を整備したものであり、今後も本市の実情に応じて、課題に的確に対応していくたい。
(金沢市市営住宅課課長補佐
山本 真一氏)



サンルーム型物干し場

空き家適正管理条例の制定



人口：88,219人（H25.3末）
特徴：秋田県南内陸部に位置し、県内でも代表的な穀倉地帯である。全国花火競技大会『大曲の花火』の開催地としても知られている。

大仙市は、古くから農家を中心とした三世代住宅が多く、平成22年度国勢調査によると、持ち家比率は84.7%と全国でもトップクラスである（全国平均61.9%）。一方、平成17年の合併以降、人口が8%近い約7,000人も減少し、空き家の増加が大きな問題となっていた。また、例年の積雪が1メートルを超える豪雪地域であり、以前から空き家の屋根からの落雪や雪による空き家の倒壊など、近隣住民から苦情が寄せられていた。

そこで、空き家の管理の適正化を図るため、平成23年12月、「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定し、平成24年3月、全国初となる行政代執行による空き家の撤去を行った。

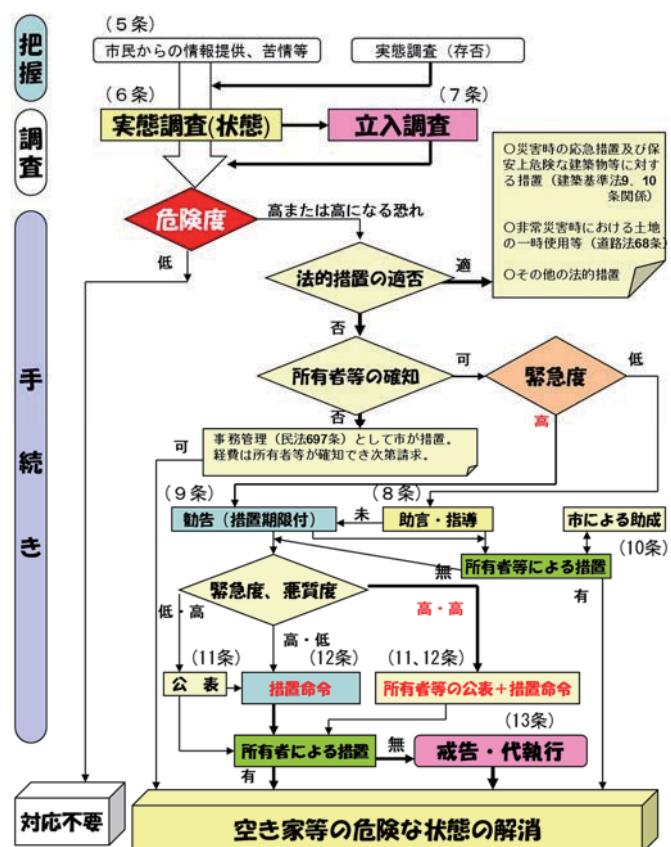
空き家への苦情相次ぐ

大仙市は、豪雪地域であり、以前から、屋根からの落雪や倒壊、資材の飛散など、雪による空き家問題が課題となっていた。

市が、平成18年7月にまとめた空き家の実態調査によると、951棟の空き家があり、このうち258棟は所有者が不明な空き家であった。

また、平成23年の豪雪時には、「危険な空き家を撤去して欲しい」など、空き家に関する苦情が83件と相次ぎ、市に対する苦情の約半数を占めた。さらに、市民の安全を守るために、危険な空き家については、市が積極的に関与すべきと議会から指摘されていた。

これを受け、平成23年12月、空き家問題に対する市の対策や手続を定めた「大仙市空き家等の適正管理に関する条例」を制定した（平成24年1月施行）。



空き家等の危険排除フロー（条例スキーム）

空き家適正管理条例

本条例は、空き家等の管理の適正化を図ることにより、倒壊等の事故、犯罪、火災等を未然に防止し、市民の安全で安心な暮らしを実現しようとするものである。

具体的な対策として、空き家が危険な状態にあるときに、市が所有者に対して必要な措置をとるよう助言・指導・勧告・命令することや、所有者が応じない場合、市が代わって撤去できることとする行政代執行について定めている。

空き家マップの作成

条例制定と並行して実施したのは、空き家の実態把握である。条例に基づく指導や代執行は所有者が特定できていることが前提となるため、平成24年1月～3月に、自治会長の協力を得ながら、空き家の有無、危険度に関する調査を実施した。調査結果をもとに、危険度大「赤色」、危険度中「黄色」、危険度小「青色」のマークをつけた空き家マップを作成した。

全国初となる行政代執行

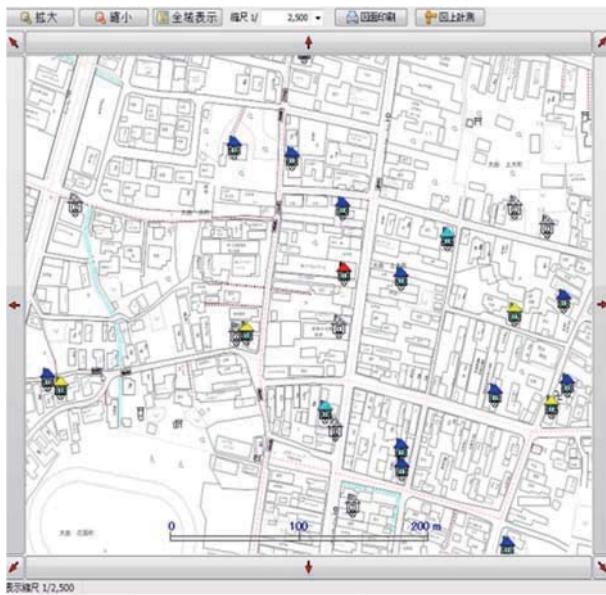
大仙市は、平成24年3月、全国で初めて代執行による空き家の撤去を行った。

解体された建物は小学校に隣接する非常に危険な空き家であったが、所有者に解体する資力がなく、代執行による解体に踏み切った。解体費用は178万5千円であったが、仮に所有者から費用が回収できないとしても、地域の安全・安心を守るために費用であり、決して高いものではないという判断であった。小学校校長からは「これまで、子ども達には近づかないように話してきた。代執行をやってもらえ、まずは一安心」という声があった。

地方分権改革との関連

平成25年度に解体された建物は107件、そのうち市が助言・指導を行ったものが17件（行政代執行1件含む）、残りの90件については自主的に解体されている。

地域事情を踏まえた独自条例の制定により、助言・指導から行政代執行まで一貫した対応が可能になるとともに、住民の意識変化により自主的な解体が進むなど、安全・安心なまちづくりに寄与している。



空き家マップ



行政代執行による解体工事

関係者からのメッセージ



条例を施行した時点の空き家数は1,415棟でしたが、平成26年3月末時点では1,223棟に減少しています。条例に基づき、適正管理を求める指導や解体費の補助制度、行政代執行による解体などを実施した結果でもあります。但し、自主的に解体されている空き家も多く、条例の存在が間接的に影響を与えたものと認識しています。なお、空き家については様々な問題が絡み合っている場合が多く、簡単に解決とはいえないため、じっくりと時間をかけて取り組むことが大事であると感じています。

（大仙市総務部総合防災課防災班主査
仲村 譲氏）

屋外広告物の規制による美しいまちづくり

岐阜県
各務原市
(かかみがはらし)



人口：148,926人（H25.3末）
特徴：岐阜県南部、濃尾平野の北部に位置し、岐阜市や名古屋市のベッドタウンとして発展。

かつて鵜沼宿に代表される中山道の宿場町として栄えた各務原市は、市南部を木曽川が流れ、市内に多数の大規模な公園緑地が存在するなど、美しい自然環境と歴史的背景を有している。

恵まれた景観を活かした緑あふれる美しいまちづくりに取り組んでいる同市では、平成12年4月、事務処理特例条例により、屋外広告物の規制に係る権限が移譲され、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな措置が行われるようになった。その結果、無許可屋外広告物の状況が大幅に改善し、また、地域のボランティア団体との連携による景観維持の取組が実施されるようになった。



旧岐阜大学の農場跡地に造られた公園「学びの森」

美しい街並みづくりのために

恵まれた景観を活かし、美しいまちづくりに取り組んでいる各務原市にとって、はり紙等の除却、無許可屋外広告物の是正等は避けて通れない課題となっている。

従来は、これらの除却等に係る事務については県が行うことになっていたため、地域ごとの実情に応じた迅速かつきめ細やかな対応が困難であった。

ビューレンジャーによる簡易除却

平成12年4月、事務処理特例条例により、違反屋外広告物の簡易除却、屋外広告物の掲出許可等の権限が市に移譲され、市がはり紙等の簡易除却、無許可屋外広告物の是正等を実施できるようになった。なお、県の屋外広告物条例に基づく屋外広告物の掲出許可等については、平成18年4月の景観行政団体への移行に伴い、市の屋外広告物条例に基づく事務となっている。

また、はり紙等の簡易除却に当たっては、平成18年度から、地域のボランティア団体を「ビューレンジャー」として認定し、同団体に簡易除却の権限を委任するという取組を実施している。平成26年4月現在、20団体がビューレンジャーとして認定され、市とビューレンジャーとの協働により、住民参加による美しい街並みの維持活動が行われるようになった。



ビューレンジャーによる
はり紙の簡易除却活動

無許可屋外広告物の状況が改善

地域の実情をよく知る市により、迅速かつきめ細やかな措置が行われるようになったことで、屋外広告物の掲出には許可申請が必要だということが事業者等に再認識されるようになり、無許可屋外広告物に関する状況が大幅に改善した。

無許可屋外広告物の改善実績

	平成 18年度	平成 24年度
指導書送付数 …A(※)	57件	2,643件
改善数…B (除却+許可数)	0件	2,118件
改善率 (B÷A×100)	0%	80.1%

※ 実務上、無許可屋外広告物の掲出者に対して、まずは指導（自ら除却する、あるいは許可申請の手続をとるよう求める等）を行うこととしている。

地方分権改革との関連

事務処理特例条例により、違反屋外広告物の簡易除却、屋外広告物の掲出許可等の権限が市に移譲されたことにより、地域の実情に応じた迅速かつきめ細やかな屋外広告物行政を実施できるようになった。

関係者からのメッセージ



これからもビューレンジャーを始め、市民と一緒に美しいまちづくりに取り組んでいきたい。
(各務原市都市計画課
主事 古谷 亮介氏)

町民協働による景観づくり



人口：11,373人（H25.3末）
特徴：鹿児島県北西部に位置し、大小27の島からなる。九州本土と502mの黒之瀬戸大橋で結ばれている。自然に恵まれ、第一次産業を中心とした町。

鹿児島県の北西部に位置し、長島本島、伊唐島、諸浦島、獅子島の有人島をはじめ、27の島々からなる長島町は、平成18年3月、旧東町・長島町の合併により誕生。

長島町では、合併後、町の豊かな海や山の美しい自然や歴史的文化遺産を生かしながら景観づくりを推進しようと、平成19年3月に「長島町ふるさと景観条例」を制定。「石積みと花の町 長島町」をテーマに、町民の意見を踏まえた景観づくりを推進することで、町民の誇れるまちづくりに取り組んでいる。

花と緑を生かしたまちづくり

条例では、景観づくりの具体的目標として、町花（水仙）・町木（ツバキ）を中心とした花と緑があふれるまちづくり、雲仙天草国立公園区域の景観を守り育てる運動の推進、石積みを用いた自然にやさしい道づくり、住民総参加の沿道修景づくりなど、7つの目標を掲げている。

なお、景観づくりを効果的に進めるため、平成22年4月、鹿児島県事務処理特例条例により、町内にある県が管理する道路の除草・植栽物の管理について権限移譲を受けた。



町と町民が協働で整備・管理する沿道の花壇

協働による景観づくり

町では、条例に定められた目標を達成するため、景観づくりに積極的に取り組む団体・個人と協定を結び、協働して景観づくりに取り組んでいる。

その中心となる活動が、町で最大の島である長島本島を一周する約40kmの沿道を花で結ぶ「ぐるっと一周フラワーロード事業」。沿道の約200か所に地元の自然石を積んだ花壇を作り、町民や約150の団体等が花の植え替えや除草などの花壇の管理を行っている。

フラワーロードは貴重な観光資源に

様々な花で彩られた沿道は町内外から高い評価を受け、平成21年度の全国花のまちづくりコンクールでは優秀賞を受賞。ボランティアで花壇の管理を行う町民からは「集落の花壇は、以前は花がなく寂しかった。これからも楽しみながら続けていきたい」といった声が聞かれる。

また、フラワーロードは、町の重要な観光資源として効果を発揮。平成25年に開催された「第3回夢追い長島花フェスタ」では、町内外から118,000人もの人々が町を訪れた。



ボランティアによる植栽



11万人が訪れた花フェスタ

地方分権改革との関連

合併した2町の融合を図るため、「ふるさとの景観づくり」に取り組んだ長島町。町民と行政の協働は大きな実を結び、「石積みと花の町 長島町」として住民が誇れるふるさとを作り上げ、次世代へ夢をつないでいく。

関係者からのメッセージ



本町は、平成19年に「長島町ふるさと景観条例」を施行し、「石積みと花のまち 長島町」をテーマに自然と自然石を生かした景観づくりを推進しています。

1年を通して本町を訪れる観光客を花々で出迎えられるよう、町民と行政が一緒にになって景観づくりに励んでいます。

「町民が自分のふるさと長島を町外に誇れるようなまちづくり」を実現するため、これからも町民一体となって自然にやさしい景観づくりを推進していきたいと思います。

(長島町景観推進課課長補佐
村上 繁己氏)